

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

7月上旬の大雨で、西日本が大災害に見舞われました。ニュースの映像で、都市部ではない地方にも、道路網が整備され、橋や防波堤、家や施設が建設され、水道が敷設されているのが見て取れます。皆様の御家族、御友人等に被害はなかったでしょうか。

会計や税務の制度の歴史的変遷と将来動向

公認会計士 鎌田 直善

1. 売上収益の認識基準の変更

会計・税務専門家にとって、今年前半のホットな話題は、売上高等の会計基準の変更、そしてそれに伴う法人税法の改正でした。システムの改造コストが膨大なものになる、営業現場の業務手順を変更しなければならない、法人税と消費税とで売上高の計算結果が泣き別れになる、などと心配されていました。

結果的には、変更の対象になるのは大企業だけで、中小・中堅企業は従来通り。多くの皆様には影響はありません。ご安心いただけますが、中長期的には微妙な論点があります。

2. 会計ビッグバン

このような会計ビッグバンともいわれる会計基準の改正は振り返ってみると 2000 年前後から始まっています。

会計基準の変遷		法人税法の対応
1998	退職給付に係る会計基準	適用なし
1998	税効果会計に係る会計基準	適用なし
1999	金融商品に関する会計基準	一部取込
2000	連結中心の財務諸表に変更	選択可
2002	固定資産の減損に係る会計基準	適用なし
2003	企業結合に係る会計基準	少々取込
2006	棚卸資産の評価に関する会計基準	適用なし
2007	工事契約の会計基準	一部取込
2018	売上収益の認識	一部取込
20??	IFRS (国際財務報告基準) の導入	??

これらは、主に会計基準の国際化に伴うものです。さらに、最近では世界各国で、IFRS（国際財務報告基準）の導入が進んできており、わが国も遅ればせながら、導入途上にあります。ひとことでいえば、会計はどんどん難しくなっている。

私の知る限り、嚆矢は、銀行の新外為経理基準(1990)でした。時価の導入、キャッシュフローの現在価値概念の導入など、現在までの会計基準の改正の基本要素が初めて登場したものでした。このような流れが、銀行業にとどまらず全業種に広がってきました。

3. 会計と税務の基準がどんどん異なっている

法人税法の規定は、以上のような会計制度の改正のうち、一部を取り込んでいますが、多くは取り込んでいません。先ほどの表で、「法人税法の対応」欄に、「適用なし」と記載している基準は、法人税法では導入されていません。法人税は、大企業・中小企業を問わず、多くの企業に影響があることなので、なるべく簡素な制度にすべきであることは当然です。

しかし結果的には、会計の利益と税務の課税所得の差異が広がってしまいました。現行の新会計基準を全面導入している企業では、決算書の利益を見ても、課税所得が直感的には分からなくなっています。

4. 大企業と中小企業の決算書の中身が異なっている

大企業は上記の新会計基準に従って決算をしますが、中小企業は、わが国では、実質的に法人税などの税法規定に従って決算をしています。その結果、大企業と中小企業の決算書の中身が違ってきてしまっている。つまり、中小企業者の目で見ても大企業の決算書がわからない。これは感心できないことです。

5. 中小企業にとっても落とし穴がある

新会計基準の中でも、法人税法が取り込んでいるものもあります。これが、中小企業にとっては、意外に落とし穴になります。代表例が、デリバティブ（新金融商品）の時価評価です。為替予約、先物、オプション、スワップなどのデリバティブは、法人税法上も時価評価を強制されます。決算日現在 デリバティブに含み益があれば（ヘッジ取引の定義に当てはまる場合以外は）、決算書では利益計上していなくとも、法人税の課税所得になります。注意が必要なところです。

所得拡大促進税制の改組について

スタッフ 小田 邦衣

所得拡大促進税制は青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対する給与等を一定以上増加させた場合に、法人税額からその増加額の一定割合を控除できる制度です。今回の改正により、賃上げ要件が簡素化されました。「基準年度」との比較がなくなったこと、「継続雇用者」の定義が見直されたことが大きな変更点です。大企業と中小企業向けでは要件が異なっています。適用時期は平成 30 年(2018 年)4 月 1 日から平成 33 年(2021 年)3 月 31 日までの間に開始する事業年度となります。

《中小企業向けの適用要件の見直し》

項目	改正前	改正後		
適用要件 ※全て 満たす 場合	①給与等支給額： H24年度から3%以上増加	削除されました		
	②雇用者給与等支給額： 前年度以上			
	③平均給与等支給額： 前年度を上回る	継続雇用者給与等支給額(※1)が前年度から <u>1.5%以上増加</u>		
控除額	給与等支給額がH24年度からの増加額×10%+ 前年度からの増加額×12%	継続雇用者 給与等支給 額が前年度 から <u>2.5%</u> 以上増加	①当期教育訓練費≥前 期の教育訓練費の1.1倍	(控除額) 前年度からの給与等 支給額の増加額× <u>25%</u>
			②中小企業等経営強化 法の経営力向上計画に 記載された経営力向上 が確実に行われたこと の証明	
		上記①②のいずれも満 たさない	(控除額) 前年度からの給与等 支給額の増加額× <u>15%</u>	
上限額	当期の法人税額の20%	継続雇用者給与等支給額が前年度から <u>1.5%以上2.5%未満増加</u> 当期の法人税額の20%(現行どおり)		

※1：継続雇用者(当期と前期の期間内のすべての月で給与等の支給を受けた国内雇用者)に対する支給額

詳しくは、スタッフへお問い合わせください。

夏季休暇等のお知らせ

職員の勤務時間は6月～11月の間は、17時までです。

なお、8月11日～15日まで、事務所全体で夏季休暇をいただきます。祝日、週末を入れてではありますが、若干長期になりますので、よろしくお願いたします。